

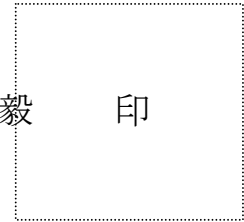
(案)

閣郵委第※号の1
平成18年※月※日

金融庁長官
五味 廣文 殿

郵政民営化委員会

委員長 田中 直毅 印



郵政民営化法第107条第1号等に基づく政令案及び同法第110条
第1項第4号ロ等に基づく内閣府令・総務省令案について（意見）

平成18年5月17日付け金総第966号・総郵貯第109号をもって意見を
求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

郵政民営化法第107条第1号等に基づく政令及び同法第110条第1項第4
号ロ等に基づく内閣府令・総務省令については、平成18年5月17日に開催さ
れた郵政民営化委員会において示された内容のとおり立案及び制定することが適
当である。

(案)

閣郵委第※号の2
平成18年※月※日

総務大臣
竹中 平蔵 殿

郵政民営化委員会

委員長 田中 直毅 印



郵政民営化法第107条第1号等に基づく政令案及び同法第110条
第1項第4号ロ等に基づく内閣府令・総務省令案について（意見）

平成18年5月17日付け金総第966号・総郵貯第109号をもって意見を
求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

郵政民営化法第107条第1号等に基づく政令及び同法第110条第1項第4
号ロ等に基づく内閣府令・総務省令については、平成18年5月17日に開催さ
れた郵政民営化委員会において示された内容のとおり立案及び制定することが適
当である。